

せんぼく探訪 VOL.14

秋田県指定有形民俗文化財

- ・名称及び員数 検地竿 (けんちぎお) 1口
- ・指定年月日 昭和29年3月7日
- ・所有者 草 彌 憲 雄 田沢湖神代字勘解由屋敷
- ・所 在 秋田県立博物館



由緒、沿革及び経緯等

この検地竿は、元禄15年(1702)に荒川尻村一村検地で使用されたもので、この検地が終了した後、当時の肝煎草きもいり彌作兵衛に贈られたものである。

竿身には由来が次のように刻銘されている。

于時元禄十五年五月七日荒川尻村 総御高御改正ノ時相用候御竿 打口 検地役
八代角助・郡奉行諸橋文太夫 直竿 仙北郡荒川尻村草彌作兵衛エ永代被下置候也
此竿八代々大切ニ可致事

竿は「真竹またく」を磨き、その上に漆うるしが塗られている。長さ14尺3寸3分(約430cm)元口径7分5厘、末口径3分の細長い竿である。竿の先に7尺4寸(約220cm)の麻製燃糸(あさせいよりいと)の先端を扇状とした紐を結んでいる。

検地の歩尺について、大方は6尺5寸を1間とし、2間の13尺(約390cm)の竿を用いたことが伝えられているが、実地での測量では1間を7尺として計算したとも伝えられている。

今回紹介の「検地竿」が1間を6尺5寸としたか7尺としたかの区別はつかないものであるが、竿の全長が14尺3寸3分から推測すると、3寸3分は竿取の把持の握り手とし、その余りの14尺を竿の2間分度として測量したのではなかったろうかとも考えられている。

(参考文献 秋田県教育委員会 発行 「秋田県の文化財」)

市指定有形民俗文化財

- ・名称及び員数 旧藩時代御薪検竿 (きゅうはんじだいおたきぎけんぎお) 1口
- ・指定年月日 昭和40年1月29日
- ・所有者 堀 川 英 生
- ・所 在 田沢湖田沢字寺下



由緒、沿革及び経緯等

旧藩時代の田沢は、戸数150戸、人口850人ほどの村でした。耕地も少なく、全人口を養うほどの収穫もなかったため、租米の代わりに薪を納めていた。沢から玉川まで薪を落とし、玉川の流れを利用して薪を抱返りを経て広久内まで川送りし、更に御薪堰(現在の生田堰)で院内川へと流し、そして角館の岩瀬まで送っていた。

薪の総量は3,000たな棚(約150cm×約150cmを1釜とし4釜で1棚とした)でした。しかし、途中で2割程の薪が紛失したと記録(清左衛門家日記)にもあり、あらかじめその分の薪を増量(1釜を約180cm×180cmとしたともある)して送ったと考えられる。

この薪を測る時に用いられたのが、この検竿である。竹製で長さ305cm、元口径が2.5cm、末口径1.5cmの細長い竹竿で直径0.4cmの穴が7個と直径0.2cm程の穴が1個開けられており、シュウロナワかと思われる紐で端を房状にしたものが2ヶ所に付いている。当時、藩の御薪方を勤めていたのが、堀川豊三郎で同家に代々伝えられている。「御薪」の読みは近世においては「おたきぎ」が一般的なようです。「おんまき」・「おまき」と読んでも間違いではないようです。